

令和6年度
定期監査結果報告書

泉大津市監査委員

泉 大 監 第 6 7 号

令 和 7 年 2 月 1 0 日

泉 大 津 市 長 様

泉 大 津 市 議 会 議 長 様

泉 大 津 市 教 育 委 員 会 教 育 長 様

泉 大 津 市 病 院 事 業 管 理 者 様

泉 大 津 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 様

泉 大 津 市 公 平 委 員 会 委 員 長 様

泉 大 津 市 農 業 委 員 会 会 長 様

泉大津市監査委員 池 田 学

泉大津市監査委員 村 岡 均

令和6年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和6年度定期監査を執行したので、その結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目 次

令和6年度定期監査結果報告	5
第1 監査の種類	5
第2 監査の実施期間	5
第3 監査の対象	5
第4 監査執行者	6
第5 監査の方法	6
第6 監査の結果	6
共通事項	7
1 収入事務について	7
2 支出事務について	7
3 契約事務について	7
4 その他	8
質問・要望事項等	9
1 保険福祉部	9
2 健康こども部	16
3 市立周産期小児医療センター	20
4 教育部	24

令和6年度定期監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

第2 監査の実施期間

令和6年12月26日から令和7年2月7日まで

第3 監査の対象

危機管理課	危機管理課
市長公室	秘書広報課、成長戦略課、人事課、人権くらしの相談課
政策推進部	政策推進課、地域経済課、市民協働推進課
総務部	総務課、財政課、税務課、市民課、資産活用課
保険福祉部	福祉政策課、高齢介護課、障がい福祉課、生活福祉課 保険年金課
健康こども部	こども政策課、子育て応援課、こども育成課、健康づくり課
都市政策部	都市づくり政策課、建築住宅課、土木課、環境課、水道課 下水道課
会計課	
市立病院事務局	総務課、医事課
消防本部	総務課、予防課、警防課
市議会事務局	
教育委員会事務局 教育局	教育政策課、指導課、教育支援センター 生涯学習課、勤労青少年ホーム、南公民館、北公民館、 織編館、池上曾根弥生学習館、図書館 スポーツ青少年課
行政委員会	選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局 農業委員会事務局

第4 監査執行者

監査委員 池田 学

監査委員 村岡 均

第5 監査の方法

平成29年の地方自治法改正により、監査委員が監査基準を定め、当該監査基準に従い監査を実施することが制度化されている。本市においては、令和2年4月1日に「泉大津市監査基準」を改訂し、監査の実施において、監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査の手法等を決定している。

監査対象で識別したリスク領域及びリスク（監査の着眼点）の主なものは以下のとおりである。

リスク領域	リスク
処理が反復継続的に行われる事務執行	確認を怠り、処理を誤る（必要書類の欠如、執行科目の誤り、計算誤り等）。
金額的または質的な重要性が大きい事務執行	不備の場合、財政に与える影響が大きい、または住民サービスに重要な支障をきたす。
過去に不備が指摘されている事務執行	事務執行の透明性確保に関する意識の欠如、コスト意識の欠如、財産管理意識の欠如等。

本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令等に従って適正で、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

まず、事前に各課等から監査資料の提出を求め、関係書類の予備監査を行い、担当職員からその執行状況の説明を聴取するとともに、前回の定期監査において意見・要望した事項の改善について監査を行った。

本監査においては、特に重要な事業について各部局に質問を行い、内容説明を求める方法で監査を実施した。

また、一部施設に関しては、現場の確認も行いながら監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、総括的には関係法令等に従い概ね適正で、合理的かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において共通事項における指摘事項のとおり、改善、検討を要する事項も見受けられた。併せて、昨年の定期監査での指摘事項についても、一部に改善されていないものが見受けられたので、担当職員に対して周知徹底し、改善することを求めた。

また、特に重要な事業の内容説明を受け、当事業に対する意見要望を行ったものであり、今後、なお一層の研さんにより事務事業の適正で、経済的、効率的かつ効果的な執行に努めることを要望するものである。

◎ 共通事項

1 収入事務について

(1) 調定事務

調定簿及び減免申請については、財務規則等に基づき適正に事務処理されていることを確認した。

今後も、適正な事務処理をされたい。

2 支出事務について

(1) 支出負担行為伺書

支出負担行為伺書において、以下の留意すべき事項が見受けられた。
適正な事務処理をされたい。

- ① 見積書等の添付書類の日付漏れ、決裁日記載漏れ、決裁印の押印漏れや起案日と関係書類の日付に不整合が散見された。
- ② 当該行為後に決裁されているものや起票日から決裁までの期間を要しすぎるものが見受けられた。
- ③ 起票日と関係書類の日付が不整合のものが見受けられた。

(2) 資金前途

資金前渡伺書、出納簿の記帳、精算書の提出など各資金前渡の事務処理については、財務規則等に基づき概ね適正に行われていることを確認した。
今後も、適正な事務処理をされたい。

(3) 補助金（助成金）

補助金（助成金）交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- ① 支出に係る起案文書の記載内容と補助要綱の内容に不整合が見受けられた。
- ② 関係書類の添付漏れが見受けられた。

3 契約事務について

契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- ① 起案文書に押印漏れ、日付記載漏れや起案日と関係書類の日付の不整合、

合、誤字脱字が散見された。

- ② 見積書、契約保証金免除申請書、随意契約チェックリスト、完了届等の関係書類の添付もれ、日付の錯誤、契約保証金免除の根拠の記載のないものや日付の記入、チェック漏れが見受けられた。
- ③ 契約書と契約保証金免除申請書の内容に不整合なものが見受けられた。
- ④ 起案文書に随意契約理由や適用条項の記載漏れ、随意契約の理由が不明瞭なものや不整合なものが見受けられた。
- ⑤ 単価契約で決裁区分が予算総額となっていないものが見受けられた。
- ⑥ 変更契約において、決裁区分が誤っているものが見受けられた。

4 その他

(1) 旅行命令簿・復命書

旅行命令簿・復命書については、概ね適正に事務処理されていることを確認した。

今後も、適正な事務処理をされたい。

(2) 文書管理事務

決裁日・施行日等の日付の記入漏れや記入誤り等、不適切な事務処理が見受けられた。

また、重要な決定事項やそれに伴う根拠について、鉛筆書きのものや根拠理由の記載がないものが見受けられた。

今後、公文書の管理に当たっては、情報公開も視野に入れ、個人情報の管理に十分注意を払い、文書規程等に基づく適正な事務処理に努められたい。

◎ 質問・要望事項等

1 保険福祉部

【質問1】長寿園の運営について

◆施設概要はどのようなものか（設置年、規模、構造、場所等）
別紙1のとおりである。

◆利用するための手続きはどのようなになっているか

各長寿園に「使用許可申請書（許可証）」、「報告書」、「予約状況表」を設置している。

- ① 使用希望者は、「予約状況表」で使用希望時間が空いていることを確認し「予約状況表」に記入のうえ、「使用許可申請書（許可証）」に必要事項を記載し、申請書入れに格納する。
- ② 各長寿園の管理人は、施錠時に投函されている使用許可申請書の内容と予約状況表を照合し、合致が確認できれば使用許可証を許可証入れに格納する。
- ③ 使用者は、許可証入れから許可証を受け取り、使用後は片付けと清掃後に報告書を記入し、報告書入れに格納して完結となる。

◆最近5年間の利用者数（属性別、時間帯別等）はどのようなになっているか
別紙2のとおりである。

◆日常の管理運営は誰が行うのか

管理業務については、シルバー人材センター又は各地区自治会に委託している。

〈シルバー人材センターへ業務委託している長寿園…6カ所〉

穴師長寿園、条東長寿園、戎長寿園、板原長寿園、宇多長寿園、条南長寿園

〈自治会へ業務委託している長寿園…6カ所〉

旭長寿園、助松長寿園、東港長寿園、東助松長寿園、浜長寿園、北豊中長寿園

◆最近5年間の運営費（費目別）の推移はどのようなになっているか
別紙3のとおりである。

◆消防設備点検等の法令点検の結果はどのようなになっているか

毎年、7月に機器点検、1月に総合点検を受け、点検結果に不良がない場合は、消防署へ点検結果報告書の届出をしている。

不良がある場合は、同様に消防署へ点検結果報告書を届出後、器具不良等の緊急を要する場合は即時に修繕や取替をし、老朽化等で緊急を要しない場合につ

いては当年度での対応又は次年度に予算化するなどで対応している。

◆中長期的な改修・更新計画は策定しているか

中長期的な改修・更新計画は策定していないが、泉大津市公共施設適正配置基本計画における小学校区内1施設への統合を視野に入れながら、維持管理、修繕、更新については適切な時期に実施し、適正な保全につとめているところである。

具体的には、巡回時の目視、管理人からの報告、利用者からの報告等を受けて、利用者の安全に係るものを優先して実施し、今年度においては、照明器具修繕、暖房器具修繕、伸びすぎた樹木の撤去等を実施したところである。

◆利用者を増加するために取り組んでいることは何か

条例では、その設置目的について、老人クラブ活動を促進し、老人福祉の向上に資するためとしているが、自治会行事や地域行事等できるだけ広く解釈し、利用機会を増やせるように運用しているところである。

(意見要望)

長寿園の運営については、使用許可手続きの簡略化や条例の設置目的を柔軟にとらえ、可能な範囲で地域で広く利用しやすい施設として運用されていることが確認できた。

異なる世代間の交流は、それぞれの世代への理解や助け合い活動の発現にも期待ができる。高齢者にとって、長寿園が今後も交流しやすい場所であることはもちろんであるが、長寿園が世代間交流・協働の拠点としての大きな役割を果たすことを期待したい。

なお、利用状況を見ると必ずしも十分に利活用できていない施設も見受けられる。今後、公共施設適正配置基本計画における小学校区内1施設へ統合することであるが、その際には、利用動向を見据えながら、より一層、地域に広く開かれ、多くの市民に利用してもらえるコミュニティ施設として再編整備に努められたい。

【質問2】ふれあいバス運行事業について

◆ふれあいバス運行事業の概要はどのようなものか（実施経緯等）

事業概要：高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児連れの人などの積極的な社会参加を促進するために、総合福祉センターを起点として、北回りコース、中回りコース、南回りコースの3コースを、それぞれ1日5便ずつ、市内の福祉施設などを循環するバスを運行している。運行日については、月曜日から土曜日まで（祝日と年末年始を除く）と敬老の日に運行している。

実施経緯：平成6年10月に北回り、南回りの2コースで運行を開始した。その後、利用対象者を妊産婦及び乳幼児連れの人に拡大するとともに、巡回コースについては、平成24年3月に中回りコースを追加して現行の3コースと

している。事業形態としては、平成30年7月から専門事業者への業務委託による運行としている。

◆5年間の利用者（属性別、コース別、停留所別等）の推移はどのようになっているか

別紙4のとおりである。

◆令和6年度より、土曜日も運行しているが、その経緯はなにか

高齢者等のイベント等への参加機会を増加させることを目的として、令和5年11月に実証実験として土曜日、日曜日、祝日の運行を行い、一定の利用需要が確認されたことに加え、令和5年10月16日に締結した「泉大津市、高石市及び忠岡町における2市1町広域連携に関する協定書」に基づいた「福祉バスの相互利用に関する協定書」の締結により、令和6年2月1日から各市町の利用対象者が他市町の福祉バスを利用できるように利便性の向上を図ることと併せて運行条件の統一化を図ったものである。

◆運行事業者の選定方法、契約金額の決定方法はどのようになっているか

運行业者の選定方法及び契約金額については、令和4年4月21日実施の指名競争入札により決定したものである。

◆5年間の運営費の推移（費目別）はどのようになっているか

別紙5のとおりである。

◆利用者の要望をどのように把握し、どのように対応しているか

事業開始から現在まで、利用者、自治会等からの意見や要望を受け、対応の要否を判断し、バスサイズの変更、運行コースの新設・見直しや増便、バス停の増設・改廃など、様々な改善を繰り返し行ってきたところであり、今後においても対応できる案件については、改善に努めるものである。

◆今後のあり方について、検討している事項はあるか

高齢者等の外出支援として、本市の高齢者等のニーズにあった交通手段を提供できるように、ふれあいバスの運行を継続しながら、乗り合い福祉タクシーも含めた最新技術の調査研究を行っている。

（意見要望）

ふれあいバス運行事業については、これまで、巡回コース、利用対象者の拡大や増便等、さまざま見直しを図り、利用者ニーズに应运えてきた。しかしながら、旅客自動車運送事業環境が変化し、一層のドライバー不足が予想され、費用の負担の増加が懸念される。

近隣市町との広域連携により、利用地域を拡大し、利用者ニーズへの対応を図ってきたところであるが、ドライバー不足や運営費用増大に関する課題への対応に

についても協力し、安定したサービスの提供に努められたい。

長寿園一覧（泉大津市立老人集会所条例（昭和42年泉大津市条例第10号）の規定により設置）

休館日：月曜日と12月29日から翌年の1月3日まで、市長が特に必要と認めるとき（条例第5条）

	名称	建築年	建築面積	構造	場所
1	穴師長寿園	S42	121.5㎡	軽量鉄骨造・平屋建	池涌町三丁目15番19号
2	浜長寿園	S42	122.5㎡	軽量鉄骨造・平屋建	菅原町13番3号
3	条東長寿園	S45	135.9㎡	軽量鉄骨造・平屋建	森町二丁目16番3号
4	戎長寿園	S46	142.4㎡	軽量鉄骨造・平屋建	高津町3番25号
5	板原長寿園	S47	132.5㎡	軽量鉄骨造・平屋建	板原町三丁目23番23号
6	助松長寿園	S48	172.2㎡	軽量鉄骨造・平屋建	助松町二丁目14番8号
7	東港長寿園	S49	160.7㎡	軽量鉄骨造・平屋建	東港町12番12号
8	宇多長寿園	S50	165.6㎡	軽量鉄骨造・平屋建	河原町5番67号
9	旭長寿園	S51	165.5㎡	軽量鉄骨造・平屋建	旭町22番66号
10	条南長寿園	S52	165.6㎡	軽量鉄骨造・平屋建	条南町7番21号
11	東助松長寿園	S60	99.2㎡	軽量鉄骨造・平屋建	東助松町一丁目8番26号
12	北豊中長寿園	H6	131.4㎡	鉄骨造・平屋建	北豊中町一丁目3番22号

長寿園の利用者数推移

長 寿 園 名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ※令和6年10月 末現在	合 計
穴 師 長 寿 園	高齢者	996	1,367	1,771	1,556	1,229	6,919
	その他	16	18	127	123	113	397
	合計	1,012	1,385	1,898	1,679	1,342	7,316
浜 長 寿 園	高齢者	408	566	693	940	409	3,016
	その他	378	449	697	1,305	840	3,669
	合計	786	1,015	1,390	2,245	1,249	6,685
条 東 長 寿 園	高齢者	2,032	2,960	4,227	4,409	2,268	15,896
	その他	105	95	345	368	426	1,339
	合計	2,137	3,055	4,572	4,777	2,694	17,235
戎 長 寿 園	高齢者	946	1,566	1,700	1,960	1,091	7,263
	その他	100	19	122	180	589	1,010
	合計	1,046	1,585	1,822	2,140	1,680	8,273
板 原 長 寿 園	高齢者	411	689	1,077	1,208	492	3,877
	その他	7	11	66	72	61	217
	合計	418	700	1,143	1,280	553	4,094
助 松 長 寿 園	高齢者	406	1,052	1,642	1,869	1,052	6,021
	その他	132	178	428	852	143	1,733
	合計	538	1,230	2,070	2,721	1,195	7,754
松 之 浜 長 寿 園	高齢者	1,899	2,224	3,752	2,917		10,792
	その他	226	190	360	303		1,079
	合計	2,125	2,414	4,112	3,220	0	11,871
東 港 長 寿 園	高齢者	1,112	1,395	3,845	4,256	2,488	13,096
	その他	116	125	596	805	690	2,332
	合計	1,228	1,520	4,441	5,061	3,178	15,428
宇 多 長 寿 園	高齢者	1,198	1,714	2,308	1,737	1,224	8,181
	その他	78	146	226	146	122	718
	合計	1,276	1,860	2,534	1,883	1,346	8,899
旭 長 寿 園	高齢者	1,439	1,857	2,785	2,451	1,549	10,081
	その他	31	158	180	354	162	885
	合計	1,470	2,015	2,965	2,805	1,711	10,966
条 南 長 寿 園	高齢者	325	1,599	4,080	4,998	2,763	13,765
	その他	12	165	545	572	126	1,420
	合計	337	1,764	4,625	5,570	2,889	15,185
東 助 松 長 寿 園	高齢者	986	1,292	1,911	2,656	1,515	8,360
	その他	107	84	122	189	74	576
	合計	1,093	1,376	2,033	2,845	1,589	8,936
北 豊 中 長 寿 園	高齢者	471	1,198	1,090	929	493	4,181
	その他	6	54	23	7	3	93
	合計	477	1,252	1,113	936	496	4,274
合 計	高齢者	12,629	19,479	30,881	31,886	16,573	111,448
	その他	1,314	1,692	3,837	5,276	3,349	15,468
総 合 計		13,943	21,171	34,718	37,162	19,922	126,916

老人集会所維持管理事業

(単位:円)

費目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ※令和6年12月末現在
需用費	2,047,937	1,935,480	2,151,756	2,008,171	1,940,898
役務費	24,385	18,500	18,500	19,600	7,500
委託料	5,999,186	6,137,642	6,561,066	6,977,714	5,401,400
使用料及び賃借料	5,184,000	5,184,000	5,184,000	5,184,000	4,788,000
工事請負費		865,040		6,460,300	
備品購入費	1,987,546	649,000	430,078	190,350	11,900
	15,243,054	14,789,662	14,345,400	20,840,135	12,149,698

ふれあいバス利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ※令和6年12月 末現在
北回り	5,923	6,270	7,556	8,664	6,862
中回り	5,684	5,908	6,620	7,094	5,595
南回り	7,417	8,333	9,510	8,996	8,461
合計	19,024	20,511	23,686	24,754	20,918

ふれあいバス運行事業

(単位:円)

費目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ※令和6年12月末現在
需用費	1,581,840	2,066,374	2,183,820	2,095,914	2,014,303
委託料	14,968,800	17,028,000	15,295,500	14,832,400	14,770,800
使用料及び賃借料	1,767,360	1,767,360	1,760,970	1,818,030	1,460,800
工事請負費					0
備品購入費		24,420			
	18,318,000	20,886,154	19,240,290	18,746,344	18,245,903

2 健康こども部

【質問1】 こどもの居場所について

◆こどもの居場所とはどのようなものか（設置経緯等）

こどもの居場所とは、放課後や休暇中に子どもたちが安心して過ごすことができる安全で支援のある場所のことで、家庭や学校だけでは補えない部分をサポートしている。例えば、放課後児童クラブや、地域のこども食堂、学習支援の居場所などがある。

こどもの居場所が必要とされてきた経緯としては、共働き家庭の増加や、核家族化、地域コミュニティの希薄化など社会の変化や家族構成の多様化などが大きく関与している。子ども達が一人で過ごす時間が増え、地域やコミュニティで子どもを見守る安全な場所の重要性が高まっており、また、経済的に困難な家庭や、特別な支援を必要とする子どもたちに対して、福祉的な支援を提供する場所としても求められている。

◆市内にあるこども食堂及び学習支援施設にはどのようなものがあるか

現在市内には、地域団体が運営する12のこども食堂と4つの学習支援等を行うこどもの居場所がある。各居場所はそれぞれ特徴があり、より多くの方が参加できるように、キッチンカーを使い公園で開催する居場所や、地域の高齢者などと食事や遊びを楽しみ多世代交流ができる居場所、オーガニック食材を提供する居場所、食事提供や学習支援だけでなく、七夕やお餅つきなど季節行事をみんなで行う居場所などがある。

加えて、今年度から子どもたちの一食を支えるフードリボンプロジェクトの推進に取り組んでおり、利用客の寄附をもとに飲食店が子どもたちに無料で食事を提供する新たなこども食堂のカタチが誕生している。

◆こどもの居場所数と利用者数(属性別)の5年間の推移はどのようなになっているか

コロナ禍であった令和2年度、令和3年度には開催日数などの減少もあったが、以降は新たに開設する居場所も増加してきたこともあり、利用者数は増加している。なお、利用者数は補助金の交付を受けている団体の利用者数を集計している。

年度	市内居場所数	利用数（子・大人）
R 1	10	2,367 人（2074・293）
R 2	11	2,045 人（1,667・378）
R 3	12	2,077 人（1983・94）
R 4	11	2,654 人（2544・110）
R 5	13	3,588 人（2,829・759）
R6.12	16	未集計

※フードリボン店は、8 店舗（12 月末現在）

◆市とこどもの居場所運営者の役割分担はどのようなになっているか

居場所運営者には、こどもたちが食事や学習支援を通して人とのつながりを感じ、安心して過ごせる場所を提供していただき、市は、事業を実施する団体に対して運営費にかかる補助金の交付をはじめ、子ども食堂の開設・運営にあたっての相談対応、寄附食材の分配、各居場所の情報発信、居場所関係者との連絡会の実施など、地域住民主体の活動の支援が行政の役割であると考えている。

また、フードリボンプロジェクトにおいては、フードリボン店には、様々な事情で今日の 1 食に困ったこどもたちを支えるために、食事を提供していただき、市は、同プロジェクトの周知、参加事業者の募集、事業者の登録支援、のぼり旗などのスタートキットの配布など、同プロジェクトの普及啓発を支援している。

◆こどもの居場所運営者に対する市の支援にはどのようなものがあるか

前述のとおり

◆こどもの居場所運営に関する目標と現状はどのようなになっているか

こどもの居場所づくり事業においては、市内すべての子ども達が身近に参加できるよう、各小学校区に 1 つ以上の居場所を設けることを目標としており、現状は 8 校区中 7 校区となっている。

（意見要望）

こどもの居場所づくりについては、放課後児童クラブ、子ども食堂や学習支援の居場所があり、いろいろと工夫を凝らしながら運営されている。小学校の 3 分の 1 の生徒が利用経験があるとのアンケート結果から認知度、利用度において大きな成果をあげていることが伺えた。

子ども食堂や学習支援の居場所については、全国的に大きな広がりが見られるが、こどもの居場所としてだけでなく、保護者相談支援や不登校支援、保護者と地域住民との交流及び子育てや食育等の情報発信をする拠点となるものと考ええる。

今後は各小学校区に 1 つ以上の居場所づくりを目指すとのことであるが、一方で子ども食堂やフードリボンプロジェクト等のように、こども支援に関する協力事業者も増加している状況にある。市は協力事業者と十分協議し、効果的な支援のあり方について、今後も継続して検討することを要望する。

【質問2】 児童虐待防止ネットワーク事業について

◆児童虐待防止ネットワーク事業の概要はどのようなものか

児童虐待の未然防止から、早期発見、早期対応、さらには、被虐待児童の適切な保護にいたるまでの総合的、組織的な対応を講じるものである。

具体的には、要保護児童対策地域協議会において定例実務者会議や臨時実務者会議を開催し、対応策、各関係機関の役割分担等について協議・検討し、被虐待児童及びその家族に対応、援助を行っている。また、児童虐待防止に関する記事の広報紙を掲載する等、児童虐待防止の啓発も行っている。

◆児童虐待を認定する基準はどのようなになっているか

認定する基準については特に規定はないが、大阪府市町村児童家庭相談援助指針において示されている虐待の重症度判断の目安を踏まえ、事案ごとの状況等を総合的に判断して認定している。また、必要に応じて児童相談所と協議している。

◆児童虐待を早期に把握するために、どのような仕組みを設けているか

虐待相談ホットラインを設置するとともに、幼稚園・保育所・認可外保育施設・小中学校へ不定期に児童虐待に関する研修を行い、虐待防止や早期発見につながるよう取り組んでいる。

◆児童虐待として認識した件数の5年間の推移はどのようなになっているか

令和元年度 238件 令和2年度 345件 令和3年度 385件
令和4年度 391件 令和5年度 515件

◆市民による相談件数の5年間の推移はどのようなになっているか

令和元年度 341件 令和2年度 445件 令和3年度 529件
令和4年度 547件 令和5年度 673件

◆子育て世帯訪問支援及び留守家庭児童会運営事業との協働の仕組みはどのようなになっているか

子育て世帯訪問支援事業は不安や悩みを抱える子育て世帯への支援策の1つとして活用。留守家庭児童会運営事業はスポーツ青少年課と連携して利用児童で心配な情報があれば連絡いただき、早期発見につながるよう取り組んでいる。

(意見要望)

児童虐待防止ネットワーク事業については、少子化が進む中、児童虐待として認識した件数及び相談件数は年々増加の傾向にある。当該件数の増加は、事業実施による成果であるのか、そもそも虐待そのものが増えているのか、実態を把握することは難しいことは理解できる。

しかしながら、子どもは地域の宝であり、子どもが安心して健やかに育つよう、

地域社会で虐待を根絶するためには、どのような些細な兆候も見逃さないという継続的な努力は今後も必要である。

要保護児童対策地域協議会において各関係機関と協議はもとより、学校やこどもの居場所づくりの現場との連携をより一層密にし、虐待防止や早期発見につながるよう努力されたい。

3 市立周産期小児医療センター

【質問 1】府中病院との再編・統合について

◆府中病院との再編統合に関する進捗状況はどのようになっているか

令和元年 12 月公表の「地域医療連携体制強化構想（案）」において目指してきた医療提供体制の構築は、令和 6 年 12 月の泉大津急性期メディカルセンターの開院及び市立病院の市立周産期小児医療センターとしての再スタート、さらには府中病院の機能の大幅な転換により、ハード面での整備を中心におおむねその実現を見ることとなった。

まず、泉大津急性期メディカルセンターは、市立病院と府中病院の急性期機能を集約して市内我孫子・穴田地内に建設・開院した。

鉄骨造地上 7 階建てで、ICU（集中治療室）8 床のほか HCU（高度治療室）12 床、SCU（脳卒中集中治療室）6 床、無菌治療室 14 床を含む病床数 300 床を有している。

診療科は、内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、血液内科、内分泌内科、脳神経内科、外科、消化器外科、肝臓・胆のう・膵臓外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、泌尿器科、婦人科、皮膚科、放射線科、放射線治療科、リハビリテーション科、救急科、麻酔科、病理診断科、精神科の全 26 科となった。

24 時間 365 日の受入体制を整え、集中治療室完備の「救急医療」、ロボット支援手術、高精度の放射線治療を行い、外来化学療法室を備えた「がん医療」、免震構造設計、ライフライン 72 時間確保の「災害医療」といった特色に加え、新興感染症の発生時にも有効に機能し得る患者動線を考慮した配置・構造としている。

管理運営は、指定管理者である社会医療法人生長会が担い、民間の経営ノウハウを生かした安定的な病院経営の下で、迅速かつ質の高い救急医療、安全かつ効果的な治療、患者の体に負担の少ない高度ながん治療を地域に提供する。

次に、従前の市立病院は周産期・小児医療に特化した市立周産期小児医療センターとして再スタートした。

病床数は、産婦人科 50 床、小児科 17 床、NICU 6 床、GCU 9 床の計 82 床のほか、府中病院での体制が整う令和 7 年 3 月末までの間、交通事故による後遺障害の入院患者を受け入れる NASVA 病床 16 床を維持する。

診療科は、産婦人科、小児科、新生児内科を中心に小児外科、乳腺外科、内科、放射線科、麻酔科を備え、従前の総合病院から診療体制を縮小しながらも地域周産期母子医療センター、小児地域医療センターとしての機能を維持し、周産期・小児医療領域において引き続き中核的な役割を担える体制とした。

今般の再編を機に病室の改装を行い、産婦人科病棟では従来型の個室を無償化したほか、室内にシャワーを設置したより快適な有料個室を新たに設けた。小児科病棟でも順次改装工事を進めており、これらと並行して行っている老朽設備

の更新工事により、入院患者の療養環境の向上に努めている。

最後に、従前、病床数 380 床であった府中病院は、令和 6 年 12 月のメディカルセンター開院時に病床数 80 床となったが、病床機能の大幅な転換に必要な大規模改修工事を経たうえで病床数 167 床の病院となる予定である。

令和 7 年 4 月に移行する NASVA 病床を含めた回復期・慢性期機能を担う病院として、在宅復帰を目指す患者の治療と支援を行う地域包括ケア病棟、集中的なリハビリテーションを提供する回復期リハビリテーション病棟で構成される地域包括ケア拠点病院へ機能と役割を変更した。

診療科は、内科、肝臓内科、糖尿病内科、リハビリテーション科、眼科、泌尿器科透析センター、訪問診療である。

以上 3 つの病院が、急性期や回復期といった患者のステージや周産期・小児医療とその他の医療という分野で機能をそれぞれ分担し、相互に連携しながら地域の医療を支えていく形となった。

なお、ハード面では市立周産期小児医療センター及び府中病院での改修工事、ソフト面では NASVA 委託病床の市立周産期小児医療センターから府中病院への移行が残されており、それぞれ調整や準備を逐次進めているところである。

◆市立周産期小児医療センター及び泉大津急性期メディカルセンターの中長期事業収支計画を策定しているか

地方財政法の規定により、資金不足比率が 10%以上の地方公営企業は地方債の発行に総務大臣等の許可が必要とされており、また、地方債同意等基準において「資金不足等解消計画」の策定を求められていることから、泉大津急性期メディカルセンターの整備や市立周産期小児医療センターの改修に係る事業費の財源として病院事業債を発行するにあたり、向こう 10 年間を計画期間とする収支計画を別紙のとおり作成している。

その内容は、直近の決算や予算を踏まえたもので毎年度作成の上、市議会の市立病院整備対策特別委員会や厚生文教委員会協議会で公表を行っているところである。

このほか、泉大津急性期メディカルセンターの指定管理者である社会医療法人生長会においても、当該センターの運営状況と将来の見通しを明らかにするため、法人全体とは明確に区分した収支計画を作成している。

(意見要望)

市立病院と府中病院との再編・統合により、令和 6 年 12 月泉大津急性期メディカルセンターは、旧市立病院と府中病院の急性期機能を集約した拠点となり、おおむね順調な滑り出しとなった。

一方、市立周産期小児医療センターは、分娩出産件数は増加しているとのことであるが、施設更新に係る企業債償還や医療コストが上昇しており、経営環境は依然として厳しいことが見込まれている。

今後も徹底したコスト抑制や効果的な経営戦略により、安定した経営基盤の確立を図るとともに地域に誇れる医療体制の維持に努められたい。

資料1

統合・再編を踏まえた収支計画(案)

○収益的収支

単位:百万円、%

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
収入													
医事収益(a)	4,416	4,433	3,394	3,411	2,948	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
医事外収益	1,432	1,513	824	709	639	916	937	1,024	1,171	1,312	1,311	1,312	1,311
経常収益(A)	5,848	5,946	4,218	4,120	3,587	3,816	3,837	3,924	4,071	4,212	4,211	4,212	4,211
支出													
医事費用(b)	5,661	5,539	5,277	5,313	3,788	3,819	3,819	3,819	3,819	3,819	3,785	3,768	3,768
医事外費用	276	271	262	438	340	339	331	323	318	309	298	288	277
経常費用(B)	5,937	5,810	5,539	5,751	4,128	4,158	4,150	4,142	4,137	4,128	4,083	4,056	4,045
経常損益(C) (A-B)	△ 89	136	△ 1,321	△ 1,631	△ 541	△ 342	△ 313	△ 218	△ 66	84	128	156	166
特別損益													
特別利益(D)	621	473	100	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100
特別損失(E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損益(F) (D-E)	621	473	100	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100
純損益(G) (C+F)	532	609	△ 1,221	△ 1,631	△ 441	△ 242	△ 213	△ 118	34	184	228	256	266
流動資産(ア)	1,075	1,720	981	415	345	345	345	345	345	345	345	345	345
流動負債(イ)	1,815	1,868	2,097	2,948	2,438	2,279	2,001	1,601	1,231	1,015	799	597	382
当年資金収支額(※1)	580	592	△ 968	△ 1,417	440	159	278	401	370	216	216	201	215
医事収支比率(※2)	78.0	80.0	64.3	64.2	77.8	75.9	75.9	75.9	75.9	75.9	76.6	77.0	77.0
経常収支比率(※3)	98.5	102.3	76.2	71.6	86.9	91.8	92.5	94.7	98.4	102.0	103.1	103.8	104.1
施設法													
資金不足額(※4)	282	-	663	2,095	1,705	1,576	1,416	1,141	813	596	379	175	-
資金不足比率(※5)	6.4	-	19.5	61.4	57.8	54.3	48.8	39.3	28.0	20.6	13.1	6.0	-
健全化法													
資金不足額(※6)	-	-	-	1,147	692	534	355	102	-	-	-	-	-
資金不足比率(※7)	-	-	-	18.2	5.5	4.2	2.8	0.8	-	-	-	-	-

※1 「N年度 当年資金収支額」= N年度の「流動負債(イ)-流動資産(ア)+翌年度繰越財源」- N年度の「流動負債(イ)-流動資産(ア)+翌年度繰越財源」

※2 「医事収支比率」= (a) / (b) × 100

※3 「経常収支比率」= (A) / (B) × 100

※4 地方財政法施行令第15条第1項により算出した資金の不足額

※5 地方財政法による資金不足の比率 = (※4) / (a) × 100

※6 健全化法施行令第18条により算定した資金の不足額

※7 健全化法第22条により算出した資金不足比率 = (※6) / 健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 × 100

○資本的収支

単位:百万円

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
収入													
企業債	0	490	4,322	11,322	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般会計出資金	328	346	344	333	279	194	174	93	11	11	12	12	12
一般会計貸付金	0	0	0	0	8	21	22	22	14	0	0	0	0
一般会計補助金	0	0	0	0	0	162	163	173	240	363	368	373	379
国(府)補助金	38	198	864	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	3	0	0	0	115	117	125	192	337	341	346	351
収入計(A)	366	1,037	5,530	11,755	295	492	476	413	457	711	721	731	742
支出													
繰上返済費	106	803	5,249	11,500	50	50	50	50	50	50	50	50	50
企業債償還金	448	458	468	453	438	619	592	490	500	747	757	768	780
一般会計借入金返済金	50	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出計(B)	605	1,312	5,768	11,953	488	669	642	540	550	797	807	818	830
差引不足額(C) (B-A)	239	275	238	198	193	177	166	127	93	86	86	87	88
繰上返済不足額	239	275	238	198	193	177	166	127	93	86	86	87	88
繰上返済不足額	239	275	238	198	193	177	166	127	93	86	86	87	88
一般会計借入金償還	500	450	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
企業債償還	2,768	2,800	6,654	17,523	17,085	16,466	15,874	15,384	14,884	14,137	13,380	12,612	11,832

○一般会計等からの繰入金の見通し

単位:百万円

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
収益的収支	1,272	1,254	856	767	914	945	963	1,034	1,089	926	920	915	909
資本的収支	328	346	344	333	294	377	359	288	265	374	380	385	391
合計	1,600	1,600	1,200	1,100	1,208	1,322	1,322	1,322	1,314	1,300	1,300	1,300	1,300

泉大津急性期メディカルセンター

○収益の収支

区分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
収入	医療収益 (a)	0	0	0	94	266	266	266	266	266	266	266	266	266
	医療外収益	0	0	4	106	224	459	459	472	604	886	885	886	886
	経常収益 (A)	0	0	4	200	490	725	725	738	870	1,152	1,151	1,152	1,152
支出	医療費用 (b)	0	0	0	125	819	819	819	819	819	819	819	819	819
	医療外費用	0	0	7	103	191	195	192	189	186	179	169	160	150
	経常費用 (B)	0	0	7	228	1,010	1,014	1,011	1,008	1,005	998	988	979	969
経常損益 (C) (A-B)		0	0	△ 3	△ 28	△ 520	△ 289	△ 286	△ 270	△ 135	154	163	173	183
特別損益	特別利益 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失 (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益 (F) (D-E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益 (G+F)		0	0	△ 3	△ 28	△ 520	△ 289	△ 286	△ 270	△ 135	154	163	173	183

○資本的収支

区分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
収入	企業債	0	490	3,865	9,910	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	社会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	社会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	社会計補助金	0	0	0	0	0	116	117	125	193	337	342	347	352
	国(府)補助金	0	193	864	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	115	117	125	192	337	341	346	351
	収入計 (A)	0	683	4,729	10,010	0	231	234	250	385	674	683	693	703
支出	建設改良費	0	696	4,729	10,016	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債償還金	0	0	0	0	0	231	234	250	385	674	683	693	703
	社会計負担金繰入金繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	0	696	4,729	10,016	0	231	234	250	385	674	683	693	703
繰上不足額 (C) (B-A)		0	13	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0

現泉大津市立病院 ～ 泉大津市立周産期小児医療センター

○収益の収支

区分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
収入	医療収益 (a)	4,416	4,433	3,394	3,317	2,682	2,634	2,634	2,634	2,634	2,634	2,634	2,634	2,634
	医療外収益	1,432	1,513	820	603	415	457	478	552	567	426	426	426	425
	経常収益 (A)	5,848	5,946	4,214	3,920	3,097	3,091	3,112	3,186	3,201	3,060	3,060	3,060	3,059
支出	医療費用 (b)	5,661	5,539	5,277	5,188	2,969	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	2,966	2,949	2,949
	医療外費用	276	271	255	335	149	144	139	134	132	130	129	128	127
	経常費用 (B)	5,937	5,810	5,532	5,523	3,118	3,144	3,139	3,134	3,132	3,130	3,095	3,077	3,076
経常損益 (C) (A-B)		△ 89	136	△ 1,318	△ 1,603	△ 21	△ 53	△ 27	52	69	△ 70	△ 35	△ 17	△ 17
特別損益	特別利益 (D)	621	473	100	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	特別損失 (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益 (F) (D-E)	621	473	100	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100
純損益 (G+F)		532	609	△ 1,218	△ 1,603	79	47	73	152	169	30	65	83	83

○資本的収支

区分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
収入	企業債	0	0	457	1,412	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	社会計出資金	328	346	344	333	279	194	174	93	11	11	12	12	12
	社会計負担金	0	0	0	0	8	21	22	22	14	0	0	0	0
	社会計補助金	0	0	0	0	8	46	46	48	47	26	26	26	27
	国(府)補助金	38	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (A)	366	354	801	1,745	295	261	242	163	72	37	38	38	39
支出	建設改良費	106	107	520	1,484	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	企業債償還金	448	458	468	453	438	388	358	240	115	73	74	75	77
	社会計負担金繰入金繰入金	50	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	605	616	1,039	1,937	488	438	408	290	165	123	124	125	127
繰上不足額 (C) (B-A)		239	262	238	192	193	177	166	127	93	86	86	87	88

4 教育部

【質問1】学習用タブレットについて

◆タブレットを活用する機会はどのようなものか

- ・児童生徒が、学習者用デジタル教科書をタブレット上で見る。
- ・理科の実験や観察、体育の運動、その他調べ学習やフィールドワークにおいてカメラ機能を使い、画像や動画を撮影し記録や考察をする。
- ・授業者が、授業で使用する画像や動画を含む資料、ワークシート等を児童生徒に配布(配信)する。
- ・児童生徒が自分の意見や提出物をタブレット上で作成し、提出(送信)する。
- ・学級内の提出物を児童生徒同士で共有、比較等を行い、考えを深める。
- ・児童生徒が、自分の考えをまとめたプレゼン資料を作成し、発表する。
- ・家庭学習の場面で、デジタルドリルや教員から配信された課題に取り組む。
- ・オンラインアンケートに回答する。

◆タブレットの利用実績はどのようなになっているか

本市では、国の GIGA スクール構想を受け、導入当初より1人1台端末を「文房具の1つ」として活用することをめざし、積極的な活用に取り組んだ結果、全国及び大阪府を大きく上回る活用実績となっている。

質問の主旨	校種	年度	全国 (%)	大阪府 (%)	泉大津市 (%)
「前の学年までの授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器を、どの程度使用しましたか」	小学校	R3	11.2	12.1	22.5
		R4	26.7	24.5	59.2
		R5	28.2	24.9	63.0
		R6	25.3	23.0	63.4
※「ほぼ毎日」と回答した児童生徒の割合	中学校	R3	7.4	9.5	19.6
		R4	21.6	21.3	53.9
		R5	28.1	26.4	63.1
		R6	31.0	29.3	64.3

毎年4月に実施される、全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の回答状況(小学校6年生、中学校3年生で実施)

◆タブレットの更新費用(費目別)をどのように見込んでいるか

令和7年度予算においては、備品購入費として約3億4,534万円、初期設定委託料として約2,426万円を見込んでいる。

◆タブレット利用に関する課題について、更新時にどのような対応をとるか

メーカー保証期間経過後にキーボードの故障が多発しているため、常に適切な状態で端末を使用できるよう、保証期間の延長を付すなど契約を見直す。

◆タブレット更新に関し、認識している市の負担はどのようなものか

備品購入費及び初期設定委託料から補助率3分の2の国庫補助金を差し引いた残りが市の負担である。

◆タブレット利用による効果をどのように認識しているか、また、今後の利用による目標をどのように設定しているか

授業における、配布、提出、共有、発表等について大幅な時間短縮と効率化が図られ、インターネットにより、幅広い情報や資料に触れる授業が可能となった。また、口頭での説明や、文書による説明に加え、タブレットでは図表等を用いた視覚的な説明が可能となり、より多くの児童生徒にとってわかりやすい授業が展開されることにつながっている。

家庭学習においては、効率化に加え、児童生徒が自分に合った課題に取り組みやすくなった(個別最適化学習)。

効率化、情報量の増加及び個別最適な学びが、児童生徒の学習の深まりや定着につながり、結果として学力の向上(全国学力・学習状況調査の正答率の向上)につながることが目標である。

(意見要望)

学習用タブレットの導入により、これまでの授業形態に大きな変化をもたらしたようである。また、実際のタブレット利用状況においても本市の生徒が全国及び大阪府と比較しても大きく上回る結果となっている。

特に学習指導における視覚支援効果や家庭学習でのデジタルドリルなど多様な学習機会の提供とともに、教職員の働き方改革の一助ともなっていることが窺えた。

しかしながら全国学力調査では、全国平均以下となっていることから、今後は学力向上にむけての取り組みに一層努められたい。

なお、学習用タブレットにはマモレポ(いじめ・ハラスメント相談アプリ)も導入されているとのことである。いじめの予防のみならず、虐待の早期発見にもつながるツールとして利用されることも期待したい。

【質問2】留守家庭児童会について

◆留守家庭児童会の概要はどのようなものか(設置経緯、設置場所、定員、開所時間等)

留守家庭児童会は、保護者が日中家庭にいない小学生の児童を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的に、市内全8小学校に設置しているものである。

利用定員は、1クラス45名としており、令和6年度は市内で19クラスを運営している。

開所時間は、学校が稼業している期間は、平日は授業終了後から18時まで開設し、土曜日は、8時から18時まで開設している。学校が稼業していない長期休業期間については、土曜日も含め、8時から18時が開設時間としている。

また、年間を通し、平日につきましては、18時から19時までの延長保育を、令和3年度より実施しているものである。

◆運営事業者の選定方法、契約金額の決定方法はどのようなになっているか

運営事業者は、プロポーザル形式での審査を実施し、決定している。令和5年度に実施したプロポーザル審査では、7社の応募があり、契約金額は、令和6年度・令和7年度ともに、36,429,920 円である。

◆配置人員の基準はどのようなになっているか

配置人員の基準は、児童 45 名あたり指導員が 2 名である。

◆5 年間の利用者数(属性別、地域別等)の推移はどのようなになっているか

(回答)下記一覧表の通りのである。

R6 (4.30 現在)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
戎	11	15	11	3	1	1	42
旭	57	46	47	29	10	3	192
穴師	41	28	27	2	3	0	101
上條	24	23	21	15	1	3	87
浜	22	23	25	8	2	0	80
条東	38	27	12	4	5	2	88
条南	53	41	28	13	1	0	136
楠	33	23	23	15	4	0	98
合計	279	226	194	89	27	9	824

R5 (4.30 現在)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
戎	19	15	10	5	2	0	51
旭	51	53	43	25	5	4	181
穴師	34	40	14	11	1	0	100
上條	28	24	23	11	4	2	92
浜	27	26	10	6	2	1	72
条東	29	20	10	5	5	1	70
条南	50	39	25	8	1	0	123
楠	24	29	26	15	1	0	95
合計	262	246	161	86	21	8	784

R4 (4.30 現在)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
戎	21	24	11	3	3	1	63
旭	56	50	32	12	13	1	164
穴師	39	26	22	8	3	0	98
上條	26	33	17	9	6	3	94
浜	25	10	15	6	4	4	64
条東	24	14	13	9	3	3	66
条南	42	45	19	10	1	0	117
楠	30	37	30	16	3	2	118
合計	263	239	159	73	36	14	784

R3 (4.30 現在)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
戎	26	18	19	9	2	2	76
旭	52	39	26	35	4	5	161
穴師	31	35	15	13	3	1	98
上條	35	24	16	10	7	1	93
浜	16	19	14	12	5	1	67
条東	19	23	19	11	8	0	80
条南	52	36	30	7	9	1	135
楠	36	39	26	14	3	1	119
合計	267	233	165	111	41	12	829

R2 (4.30 現在)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
戎	17	23	17	8	4	0	69
旭	41	32	44	21	9	3	150
穴師	38	21	23	14	4	2	102
上條	33	26	19	12	5	2	97
浜	22	20	22	13	5	3	85
条東	26	32	19	14	5	4	90
条南	44	42	21	21	12	0	140
楠	42	37	27	17	11	2	136
合計	263	233	192	120	55	16	879

◆利用者の家庭からの要望等をどのように把握し、対応しているのか

保護者アンケートを定期的実施している。(また、旭仲よし学級においては、WEBのご意見フォームを開設し、仲よし学級にご意見箱も設置している。)対応可能な要望については、随時改善しているとともに、制度設計が必要な内容については、実現可能かを検討後対応している。一例であるが、令和6年度については、保護者より要望の多かった、長期休業期間中のお弁当の宅配サービスを実施した。

◆運営に関する目標と実績はどのようになっているか

仲よし学級の事業目標は、保護者の就労支援並びに就労に伴う留守家庭児童の健やかな育ちの環境を整えるとともに、希望者が利用できる施設を目指しているものである。事業実績としては、現在市内の全仲よし学級におきまして待機児童は発生しておらず、老朽化してきている設備については、順次、教室の入替や修理を行うことで、養育環境の充実に努めている。

(意見要望)

留守家庭児童会については、市内全小学校に設置しており、現在のところ全学級において、待機児童はない状況となっている。

事業目標は、健やかな育ちの環境を整えたとあり、保護者アンケートを定期的実施し、随時、可能な限り改善しているとあり、今後もきめ細かな対応に努め、児童の健やかな成長のための環境の提供に寄与することを期待したい。

また、指導員は教職員と異なる時間帯での勤務となることから、指導員を確保することが困難となっている。そのため、一部の留守家庭児童会において雇用形態が柔軟である民間事業者運営に委託している児童会がある。民間事業者へ児童会の運営することの効果を検証し、今後の児童会の運営のあり方の検討を引き続き検討することを要望する。